

指定訪問看護重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

事業者名	津軽保健生活協同組合
代表者	理事長 伊藤 真弘
所在地	青森県弘前市大字野田二丁目 2 番地 1
電話番号・FAX 番号等	電話 0172-33-7515 FAX 0172-36-3231 https://www.tsugaru-health.coop
設立年月日	1952 年（昭和 27 年）9 月 4 日

2. サービスを提供する事業所

事業所名	津軽保健生活協同組合 健生訪問看護ステーションたち
介護保険指定事業所番号	0260290044
所在地	青森県弘前市大字向瀬字豊田 292 の 1
電話番号・FAX 番号	電話 0172-36-8833 FAX 0172-36-8839
管理者	木村 美香
サービスを提供する地域	弘前市、青森市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村
営業日・休業日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日、5 月 1 日、8 月 1 日、8 月 13～14 日、12 月 30 日～1 月 3 日は休業します。
営業時間	8 時 30 分～16 時 40 分
職員体制	管理者 1 名含む訪問看護師 30 人以上、理学療法士等 5 人以上 （のだ支所、ちとせ支所含む） 事務は本所、支所に各 1 人以上

営業日以外（時間外）でも、緊急の場合、計画的な訪問が必要な方は対応致します。

健生訪問看護ステーションたち 0172-36-8833（待機携帯に転送される）

のだ支所 0172-36-5581（待機携帯に転送される）

ちとせ支所 0172-53-6587（待機携帯に転送される）

3. 事業所の運営方針

利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者様の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者様の生活機能の維持又は向上を目指せるようお手伝いします。

また訪問看護の提供にあたっては懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者様またはそのご家族に対し、公正中立に行うとともに療養上必要とされる事項について理解しやすいように説明を行います。

訪問看護の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがある。

4. 利用料金 ※詳細は別紙参照

（1）訪問看護の利用料は介護保険法に基づき請求致します。

（2）料金の支払方法

料金の支払いは、現金のお支払いではなく、引き落としをお勧めしています。お支払い確認後、領収書を発行致します。

（3）請求料金の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払いの督促後においても支払いが確認できない場合は、サービス提供契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し込み下さい。

②やむを得ない事由等当事業所の都合により、サービス提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は終了1ヶ月前までにお知らせ致します。また、ご希望により他の指定訪問看護事業者等を紹介致します。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス提供を終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者様の要介護認定区分が非該当または要支援と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

6. 介護・福祉サービス苦情相談の窓口及び解決の流れ

(1) 当事業所の苦情相談窓口

苦情受付担当者 各事業所の看護長

苦情解決責任者 木村 美香

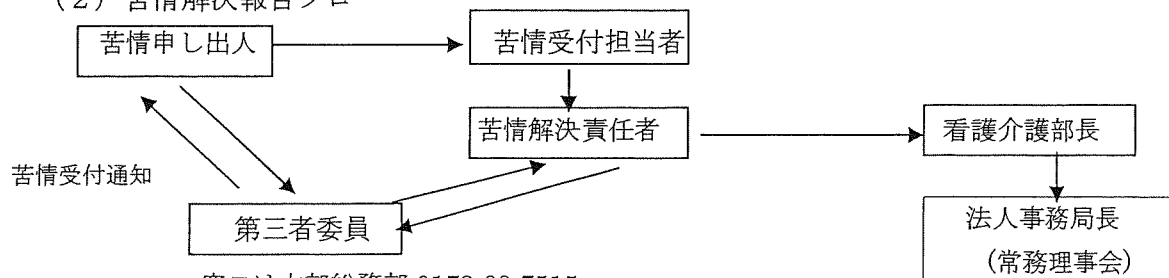
電 話 0172-36-8833 FAX 0172-36-8839

※支所をご利用されている方は、番号をご確認下さい。

受付日 年中（ただし、事業所の休業日を除く）

受付時間 8時30分～16時40分

(2) 苦情解決報告フロー



窓口は本部総務部 0172-33-7515

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村または青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・弘前市役所介護福祉課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

0172-35-1111 FAX 0172-38-3101

・青森市役所健康福祉部高齢介護保険課 〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

電話 017-734-5362 FAX 017-734-5355

・青森市浪岡事務所健康福祉課 〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1

電話 0172-62-1134 FAX 0172-62-0023

・黒石市役所高齢介護課 〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1号

電話 0172-52-2111 FAX 0172-52-6191

・平川市役所福祉課介護保険係 〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6

電話 0172-44-1111 FAX 0172-44-8619

・藤崎町役場福祉課 〒038-3803 藤崎町西豊田1丁目1番地

電話 0172-75-3111 FAX 0172-75-2515

・板柳町健康福祉課 〒038-3692 板柳町大字板柳字土井239-3

電話 0172-73-2111 FAX 0172-73-2120

・大鰐町役場 〒038-0292 大鰐町大字羽黒館 5-3 電話 0172-48-2111 FAX 0172-47-6742

・田舎館村厚生課 〒038-1113 田舎館村大字田舎館字中辻 123 番地 1

電話 0172-58-2111 FAX 0172-58-4751

・西目屋村住民課福祉係 〒036-1492 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元 144

電話 0172-85-2804 FAX 0172-85-3040

・青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）〒030-0801 青森市新町 2 丁目 4 番地 1 号

電話 017-723-1336（代表） FAX 017-723-1088

7. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を配置しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための規程を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報致します。

8. 緊急時および事故発生時の対応

訪問看護提供中に病状の急変あるいは事故の発生等があった場合は、利用者様の主治の医師、救急隊、ご家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡します。また、事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。なお、利用者様に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。（当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と保険契約を結んでおります。）

9. 秘密保持、個人情報利用等

- (1) 職員は正当な理由がある場合を除いてその業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密については固く守り保持します。また、職員でなくなった後においても、利用者またはご家族の秘密を漏らすことのないよう、職員と雇用時契約を結んでいます。
- (2) 利用者またはご家族の個人情報の利用については最小限の範囲で行い、利用者またはご家族から、どの事業所に個人情報を提供したか照会があった場合は遅滞なく報告します。

①使用目的

- ・介護支援専門員と介護事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者様の健康状態、ご家族の状況などを把握のために必要な場合。
- ・上記の他、介護支援専門員又は連携するサービス担当者との連絡調整のために必要な場合。
- ・利用者様が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

②個人情報を提供する事業者

- ・居宅介護支援事業者、居宅サービス計画書に記載されている介護サービス事業者
- ・病院または診療所（体調を崩しまたはケガ等で診療することとなった場合）
- ・市町村、警察、包括支援センターなど介護保険法及びその他の法令により必要となった場合、実習生、研究、調査（公的機関）、ボランティア等

10. 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定サービス事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の対策を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための規程を整備しています。

③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施しています。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画 BCP)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. その他

- (1) 次の様な場合は速やかにご連絡下さい。
 - ・病院に入院又は施設等に入所された場合
 - ・お亡くなりになった場合
- (2) サービス提供に係る記録は初回サービス提供開始より 5 年間保管し、法人の情報開示規程に基づき、利用者の求めにより、提供記録を開示します。
- (3) 職員への暴言、暴力、ハラスメント等により、看護サービスを適切に提供できない状況になった場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- (4) この重要事項説明書の内容に変更があった場合は、すみやかにその内容を利用者様に文書で通知するとともに、あらためて同意確認を行います。

同 意 書

年 月 日

当事業所は重要事項説明書に基づいて、訪問看護の内容、個人情報利用及び重要事項を説明しました。

事業者住所 青森県弘前市大字野田二丁目 2 番地 1

代表者 津軽保健生活協同組合

理事長 伊藤 真弘

事業所住所 青森県弘前市大字向外瀬字豊田 292 の 1

事業所名 健生訪問看護ステーションたまち

説明者氏名 _____

わたしは、重要事項説明書に基づいて訪問看護の内容、個人情報利用及び重要事項の説明を受けました。また、サービスを利用する事、サービス担当者会議等で個人情報をを用いることに同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族 住所 _____

氏名 _____ (利用者との続柄)

代理人住所 _____

氏名 _____ (利用者との続柄)